

地震Q & A集 民間保険&公的補償編

Q 地震が原因で死亡した場合に、生命保険金を請求できますか？

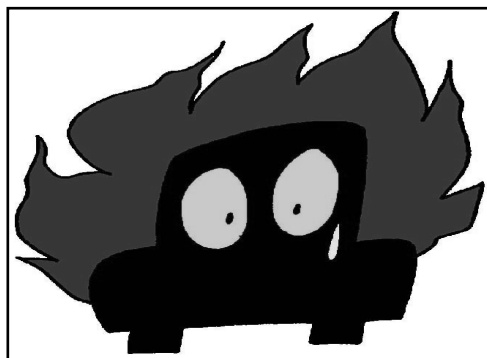
A 死亡保険金は受給できます。
東北地方太平洋沖地震では、災害割増特約と傷害特約に地震による免責条項等を適用せずに地震で死亡したり障害状態になったりしても保険金を請求できます。

Q 地震が原因で死亡した場合に、傷害保険金を請求できますか？

A 生命保険と異なり保険金は請求できないでしょう。
ただし、天災危険担保特約を付保すると、地震でも保険金を請求できます。
天災危険担保特約を付保すると普通の傷害保険より保険料は高くなります。

Q 地震で自動車が燃えてしまいました。自動車保険で車輻補償をしてもらえますか？

A 補償してもらうことはできません。ただし、地震でも地震特約を付保してれば補償してもらえます。



Q

保険証券が地震で燃えてしまいました。保険金は請求できますか？

A

契約している代理店が証明してくれます。代理店の証券控が燃えてしまっても、保険会社が確認してくれます。

Q

地震で死亡したり、ケガをしたりした場合に、民間保険に加入している以外に、国や自治体から見舞金のようなお金は支給されるのですか？

A

災害救助法が適用された地域で、死亡したり、ケガしたりしたら一定のお金が支給されます。

- ・世帯主が死んだ場合には弔慰金として500万円を超えない範囲で支給されます。
- ・生計維持者以外が死亡した場合には弔慰金として250万円を超えない範囲で支給されます。
- ・生計維持者が障害状態になった場合には250万円を超えない範囲で支給されます。
- ・その他の者が障害状態になった場合には125万円を超えない範囲で支給されます。

Q

その他に、国や自治体からの支援金はありますか？

A

あります。

被災者生活再建支援制度です。

住まいが全壊、大規模半壊した場合の方に支給されます。

具体的な支給内容は4頁の表です。

被災者生活再建支援制度			
●基礎支援金(この支援金は下記の金額を被害程度によって受給できます)			
	住宅の被害程度		
	全壊	大規模半壊	
受給額	100万円	50万円	
●加算支援金(この支援金は下記の金額を住宅の再建方法に応じて受給できます)			
	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅は除く)
受給額	200万円	100万円	50万円

上記支給額は世帯人数が一人は4分の3になります。



Q 当面の生活資金を得られる支援はありますか？



あります。

災害を受けた結果、当面の生活資金が必要な低所得者に支援する貸付は2つあります。

①緊急小口資金

- ・貸付限度額……10万円
- ・貸付利率………無利子
- ・据置期間………2ヵ月以内
- ・返済期間………8ヵ月以内

②福祉費

- ・貸付限度額……150万円限度
- ・貸付利率………連帯保証人を立てた場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年利1.5%
- ・据置期間………6ヵ月以内
- ・返済期間………7年以内

地震Q & A集 住まい&設備編

Q 賃貸マンションに住んでいます。
地震で家財が壊れたり、燃えてしまったりした場合に大家さんが補償してくれますか？

A 大家さんに責任ありません。
賃貸している方は、自分の家財に地震保険を付保することはできます。
大家さんは、賃貸マンションの戸数にあわせて建物に地震保険を付保できます。

Q 賃貸マンションに住んでいる方は家主から権利金や敷金を返してもらえますか？

A 返してもらえます。
ただし、借りていた期間と契約期間の按分になります。

Q 地震で壊れた家やマンションの固定資産税は払わなければならないのですか？

A 減免されます。
ただし、各市町村がそれぞれ独自に判断します。

Q 賃貸マンションを所有しています。地震でガラスが割れたり、壁の一部が崩れたりしました。借家人は住み続けたいのでガラスや壁を修理してくださいと言ってきました。
家主の私は自分のお金で修繕すべきですか？

A 家主が修繕しなければなりません。家主には修繕する義務があります。

Q

地震で住宅ローンを完済していないマイホームが焼失してしまいました。この場合に国や自治体は補償してくれますか？

A

住宅ローンの返済はしてくれません。

ただし、住まいの被害程度によって4頁の被災者生活再建支援制度から一定の金額を受給できます。そのお金を住宅ローンの返済にまわすかです。

阪神淡路大震災の被害者には住宅を失ったのに住宅ローンを払っている方がいます。

民間の地震保険金で住宅ローンの一部を返済した方がいました。地震保険はそんな形で役に立てる場合もあります。

Q

地震で家が壊れてしまいました。後片付けを国や自治体がやってくれますか？

また自分で費用を払って後片付けをしたら、その費用を補償してくれますか？

A

全壊、大規模半壊の方は、これも4頁の被災者生活再建支援制度から受給したお金で対応することになります。

Q

リースのパソコン・コピー・カラオケセットが地震で壊れてしまいました。弁償しなければなりませんか？

A

リースしている人には責任はありません。リース料を払う必要もありません。

Q

事務所の置いてあった金庫が地震の火災で燃えてしまいました。中に入れていたお札も燃えてしまいました。金庫会社に弁償してもらえますか？

A

この金庫が燃えない条件はどうだったのかを調べなければなりません。また、金庫内の中味が燃えない条件も調べなければなりません。

その条件以下で燃えてしまったらなら弁償を求めることができるでしょう

Q

分譲マンションが地震で全壊してしまいました。あらたに建て直す条件を教えてください。

A

建て直すには所有者の五分の四以上が同意しなければなりません。

実際問題として分譲マンションの所有者の中には住宅ローンが残っている方もいます。

建てなおすには新たにローンを組まなければなりません。

所有者のなかには住居としてではなく事務所として所有していたり、貸したりしている方もいます。

この方たちは住居ではありませんから新たにローンに組むことはしないでしょう。

建てなおすにはむずかしい面が出てくるでしょう。

$\frac{4}{5}$ 建替え賛成

平成23年4月